



令和4年2月16日	
所属	福祉医療課
所属長	和佐田 洋
電話	06-6489-6359

子どもの医療費助成の拡充

～入院医療費の無料化。通院医療費も所得と年齢区分に応じて負担軽減～

尼崎市は、7月1日から乳幼児等医療費助成制度及びこども医療費助成制度※を拡充します。入院医療費で学生に限定することなく18歳までの人を対象に自己負担額を全額助成(無料化)します。

さらに、通院医療費でも現行の同助成制度から所得制限を撤廃することで、中学生までなら誰でも医療費助成が受けられるようにします。従来から助成を受けていた人も所得と年齢の区分に応じて自己負担分を軽減します。

本取り組みを通じて、保健の向上と福祉の増進につなげるとともに、子育て支援の充実を図ってまいります。

※子どもが医療機関等を受診などした際、保険診療の自己負担額を助成する制度

1 制度拡充の内容

いずれも所得制限を撤廃した上で、医療費ごとに次の通り変更します。

▼入院医療費

対象年齢を18歳(18歳到達後最初の3月末日)までとし、自己負担をなくします。

▼通院医療費

対象年齢を中学3年生までとし、自己負担分を所得と年齢の区分に応じて軽減します。

2 拡充前後の比較

医療保険	現行					拡充後				
	通院	通院	入院	入院	入院	通院	通院	入院	入院	入院
3割 こども医療 2割 乳幼児等医療 2割	高校3年	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	高校1年	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし
	中学3年	自己負担2割	対象外	自己負担なし	対象外	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日400円 月2回まで自己負担	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
	中学1年	自己負担2割	対象外	自己負担なし	対象外	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
	小学6年	自己負担2割	対象外	自己負担なし	対象外	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
	小学4年	1医療機関等あたり 1日800円 (低所得者は600円) 月2回まで自己負担	対象外	自己負担なし	対象外	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
	小学3年	1医療機関等あたり 1日800円 (低所得者は600円) 月2回まで自己負担	対象外	自己負担なし	対象外	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
	小学1年	自己負担なし	対象外	自己負担なし	対象外	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
	小学0年	自己負担なし	対象外	自己負担なし	対象外	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
	就学後	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし
就学前	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし	
1歳	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし	
0歳	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし	1医療機関等あたり 1日800円 月2回まで自己負担	自己負担なし	自己負担なし	
所得制限	低所得者※1	市民税所得割額23万5千円未満	市民税所得割額23万5千円以上	市民税所得割額23万5千円未満	市民税所得割額23万5千円以上	低所得者※1	市民税所得割額23万5千円未満	市民税所得割額23万5千円以上	市民税所得割額23万5千円未満	市民税所得割額23万5千円以上

※1 低所得者 保護者その他子どもを扶養している者すべてが非課税者であって、年金収入とその他の所得の合計が80万円以下の者をいう。

…現行の県制度へ上乗せして市独自で実施している制度

…令和4年度から新たに市独自で実施する制度

3 対象

①入院医療費②通院医療費の対象は、次の条件すべてを満たす人です。

▼市内在住で①18歳（18歳到達後最初の3月末日）②中学3年生—までの人

▼生活保護受給者、中国残留邦人等自立支援法による支援給付を受けている人を除く健康保険の加入者

4 新たに対象となる人の手続き

乳幼児等医療費助成制度やこども医療費助成制度を利用する際は、医療費受給者証が必要です。

新たに対象となる方は、必要書類を添えて申請する必要があります。詳しい内容は、追って市報あまがさきや市HPなどでお知らせします。

なお、この事業は現在開会中の市議会で予算が可決された場合に実施します。

以 上